

皇宮警察本部副本部長
関東管区警察局サイバー特別捜査隊長
警視庁関係各部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校関係各部長
各管区警察局広域調整担当部長
中国四国管区警察局四国警察支局長

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警察庁丁刑企発第3号、丁犯被発第15号
丁生企発第38号、丁組一発第26号
丁交企発第50号、丁備企発第5号
丁外事発第17号、丁備一発第6号
丁サ企発第15号

令和6年1月22日
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁警備局警備企画課長
警察庁警備局外事情報部外事課長
警察庁警備局警備運用部警備第一課長
警察庁サイバー警察局サイバー企画課長

国選弁護人となろうとする者に対する氏名の開示に関する被害者への意向確認等の実施について(通達)

被害者への連絡等については、「被害者連絡実施要領の改正について」(令和5年7月10日付け警察庁丙刑企発第19号ほか)等に基づき運用されているところ、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和5年法律第28号。以下「改正法」という。)が公布され、逮捕状に代わるものの交付の請求を始めとする被害者等の個人特定事項(氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。)を秘匿する制度(以下「個人特定事項秘匿制度」という。)が本年2月15日から施行されることに伴い、国選弁護人選任手続の円滑な実施に資するようにするため、国選弁護人となろうとする者に対する氏名の開示について被害者への意向確認を行うよう努め、その結果を検察官に伝達することとしたところ、その実施要領及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の内容については最高検察庁及び法務省刑事局と協議済みであり、最高検察庁からは別添1のとおり、最高裁判所からは別添2のとおり、日本司法支援センターからは別添3のとおり文書が発出されているので申し添える。

記

1 趣旨

個人特定事項秘匿制度の施行により、一定の場合には、刑事手続において被害者等の個人特定事項を被疑者及び被告人並びに弁護人に対し、明らかにしないことがあり得ることとなった。

被疑者に対して勾留状が発せられている場合又は勾留を請求されている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人（以下「国選弁護人」という。）を付さなければならないこととされているところ、個人特定事項秘匿制度の施行を受け、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）地方事務所においては、裁判所から被害者等の個人特定事項の記載がない勾留状に代わるものの写しの送付を受けて被疑者の国選弁護人の指名を打診することとなる見込みであり、国選弁護人となろうとする者に対して被害者等の個人特定事項を含む被疑事実の要旨を伝達するという現在の運用を維持することが困難となる。

その結果、検察官が勾留請求に際し勾留状に代わるものの交付等請求を行った事件について、国選弁護人となろうとする者は、受任前に被害者の氏名を把握し、これに基づいて他の受任事件等との利益相反の有無につき確認することが困難となり、ひいては、円滑な国選弁護人選任手続の実施が困難となることが想定される。

国選弁護人の円滑な選任は、被疑者の権利保護の観点から重要であることはもとより、国選弁護人が円滑に選任され、被害回復に向けた交渉等を含む弁護活動が速やかに開始されることが被害者の権利利益の保護の観点からも有益な場合も少なくないこと等を踏まえ、一定の事件について、国選弁護人となろうとする者に対する氏名の開示に関する被害者の意向等を確認するよう努め、その結果を検察官に伝達することとするものである。

2 確認要領

(1) 対象事件

司法警察員において、改正法による改正後の刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第201条の2第1項第1号に該当する被害者（以下「措置対象被害者」という。）の個人特定事項につき秘匿する必要があるとして、同項に基づき、逮捕状の請求と同時に逮捕状に代わるものの交付を請求し、逮捕状が発付されるとともに逮捕状に代わるものの交付を受けた上で、被疑者を逮捕した事件

(2) 手続

措置対象被害者に連絡を行う者（以下「連絡担当者」という。）は、原則として、対象事件につき被疑者を逮捕した旨の連絡をする際に、措置対象被害者に対し、その氏名を、当該被疑者に知らせない条件の下、その国選弁護人となろうとする者に対して開示することの可否について意向を確認するよう努めること。ただし、事件を検察官に送致するまでの間において、措置対象被害者に連絡等をする際に同人の意向を確認することも差し支えない。

また、司法警察職員から検察官に対し、措置対象被害者の意向を確認した結果（同人の意向を確認できなかった場合を含む。）を伝達すること。

なお、措置対象被害者が、国選弁護人となろうとする者に対して氏名を開示することには同意しなかったものの、国選弁護人となろうとする者に伝達可能な情

報として、措置対象被害者と関係のある弁護士名や弁護士事務所名につき陳述した場合には、当該情報を検察官に伝達すること。

3 留意事項

検察官は、送致を受けた対象事件の被疑者につき勾留請求と同時に刑訴法第207条の2第1項による秘匿措置を請求する場合であって、司法警察職員から措置対象被害者が被疑者には伝えない条件の下で国選弁護人となろうとする者に対する氏名の開示に同意している旨伝達されたときには、措置対象被害者の氏名を被疑者には伝えない条件の下で国選弁護人となろうとする者に伝達することについて相当又は不相当の判断をし、勾留請求先の裁判官に当該判断の結果等を伝達する。

その後、措置対象被害者が被疑者には伝えない条件の下で国選弁護人となろうとする者に対する氏名の開示に同意し、かつ、検察官が措置対象被害者の氏名を被疑者には伝えない条件の下で国選弁護人となろうとする者に伝達することについて相当と判断した場合には、裁判官から法テラス地方事務所に対して、措置対象被害者の氏名が伝達される。これを受け法テラス地方事務所においては、国選弁護人となろうとする者に対し、被害者等の個人特定事項を秘匿した被疑事実の要旨に加えて、被疑者を含む第三者には伝えない条件の下で措置対象被害者の氏名を伝達して、国選弁護人となろうとする者に対し国選弁護人受任を打診することとなる。

一方、措置対象被害者が氏名の開示に同意しなかった場合及び措置対象被害者の意向を確認できなかった場合並びに検察官が措置対象被害者の氏名を国選弁護人となろうとする者に伝達することについて不相当と判断した場合には、法テラス地方事務所においては、国選弁護人となろうとする者に対して、被害者等の個人特定事項を秘匿した被疑事実の要旨のみを伝えて、国選弁護人となろうとする者に対し国選弁護人受任を打診することとなる。

もっとも、国選弁護人となろうとする者が正式に国選弁護人を受任した場合には、当該国選弁護人は、弁護人に対して勾留状の謄本ではなく「勾留状に代わるもの」の謄本を交付する措置（刑事訴訟規則第150条の5第6項）又は弁護人に対して起訴状の謄本ではなく「起訴状抄本等」を送達する措置（刑訴法第271条の3第4項、第271条の4第5項）がとられる場合を除き、原則として、措置対象被害者の個人特定事項を知り得る立場にある。そのため、措置対象被害者の意向確認を行うに当たっては、同人が氏名の開示に同意しなければ、同人の氏名が将来においても国選弁護人となろうとする者に知られることはない旨の誤解を生じさせないように留意する必要がある。

連絡担当者においては、改正法の趣旨並びに措置対象被害者が氏名の開示に同意した場合及び同意しなかった場合の一連の流れについて理解した上で、同人の意向を確認すること。

(別添1から3は省略)